

水島港港湾計画書

- 軽易な変更 -

平成 27 年 1 月

水島港港湾管理者
岡 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 18 年 5 月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成 18 年 7 月 交通政策審議会第 18 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 22 年 1 月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成 22 年 3 月 交通政策審議会第 37 回港湾分科会
- ・平成 24 年 6 月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成 24 年 7 月 交通政策審議会第 49 回港湾分科会
- ・平成 25 年 12 月 岡山県地方港湾審議会

の議を経た水島港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 水域施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- 1 船舶の大型化に対応するため、玉島地区において、水域施設計画を変更する。
- 2 企業活動の促進、積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、玉島地区において、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 水域施設計画

船舶の大型化に対応するため、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 泊地

玉島地区

水深 10 m 面積 2 h a [既設の変更計画]

(既設
水深 10 m 面積 2 h a)

2) 航路・泊地

玉島地区

水深 10 m 面積 34 h a [既設の変更計画]

(既設
水深 10 m 面積 32 h a)

土地造成及び土地利用計画

企業活動の促進、積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

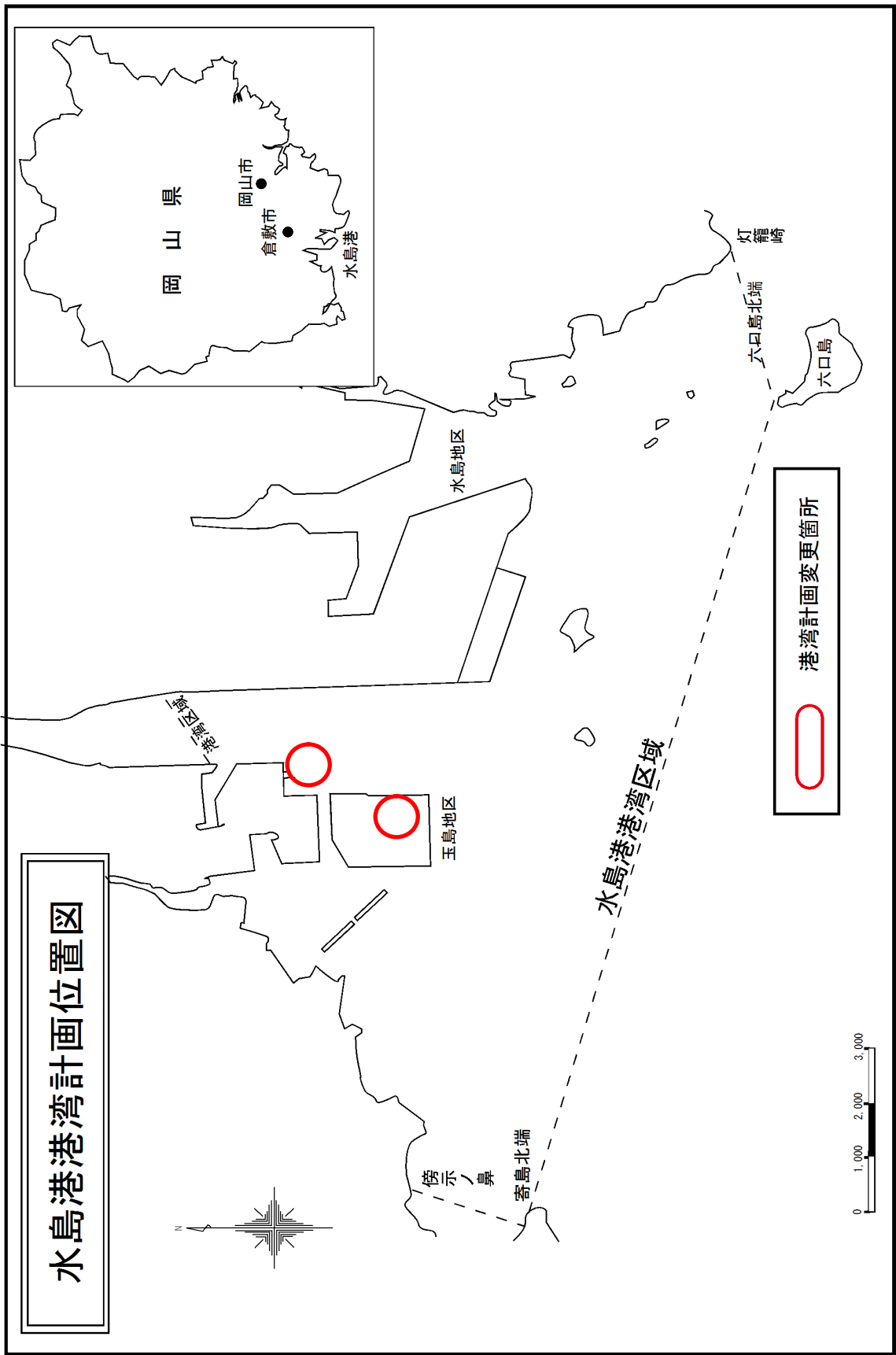
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
玉島 地区	(105) 105	(66) 66	(294) 294	18	(16) 16	(54) 54	(535) 553

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

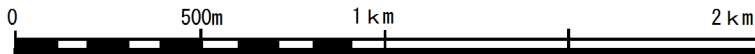
注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



水島港港湾計画図



S=1:20,000



凡		例	
	浪洋を伴う		埠頭用地 (既定計画)
	航路、泊地、航路・泊地		(既定)
			緑地 (既定計画)
	外郭施設		(既定)
	公共岸壁		臨港道路 (既定)
	公共耐震強化岸壁		その他の用地 (今回計画)
	公共物揚場		(既定)
	ドルフィン		効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社)
	小型さん橋		将来構想
	海浜		